

# 年金分割制度をご存知ですか？

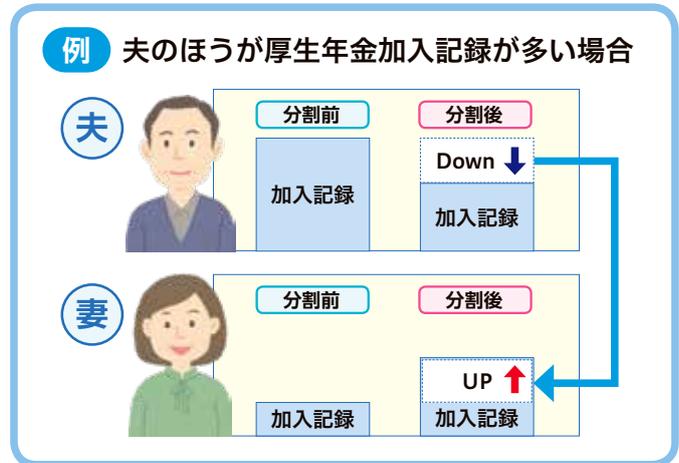
離婚した場合に、当事者からの請求に基づき、**厚生年金の算定基礎となる婚姻期間中の加入記録(※1)を分割する仕組み**です。

受給する年金を分割するものではありません。

老齢厚生年金は、夫婦それぞれの加入記録を基に算定されますが、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が出ることがあります。

そのため、婚姻期間中の加入記録は夫婦が共同で負担した保険料と考え、両者の加入記録を合算し、任意の割合で按分することで、将来それぞれが受け取る厚生年金の額に反映させるのが年金分割制度です。

※1 平均給与月額および平均標準報酬月額



## 分割方法

◎分割方法は、次の2種類です。

- 1 当事者間の合意による「合意分割」
- 2 国民年金の第3号被保険者(※2)であった方からの請求による「3号分割」  
※2 会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者

## 注意事項等

- ▶年金分割の請求期限は、**離婚日の翌日から起算して2年以内**です。
- ▶事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象となるのは、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間に限られます。

制度の詳細については、福利厚生ハンドブックをご覧ください。  
 質問等は公立学校共済組合東京支部年金担当までお問い合わせください。

## ねんきん 基礎知識

## 年金額はどうやって決まる？ 厚生年金と国民年金の違いは？

老齢厚生年金と老齢基礎年金の算出方法には以下の違いがあります。

### 老齢厚生年金

報酬に比例する平均給与月額および平均標準報酬月額と、加入期間に基づいて算出されます。

### 老齢基礎年金(国民年金)

報酬等の額に関わらず、加入期間に応じて計算されます。



問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828